

鳥取県補助金等審査会（鳥取県八頭地区農業関係プラン審査会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等審査会（鳥取県八頭地区農業関係プラン審査会）（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（審査する事項）

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項について審査するものとし、その具体的内容は次の各号に掲げる事項とする。

- （1）がんばる農家プラン事業に関する事項
- （2）もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型）に関する事項
- （3）鳥取県企業等農業参入促進支援事業に関する事項

（組織）

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、その審査する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員のうち1人は、東部農林事務所八頭事務所長（以下「所長」という。）をもって充てる。
- 3 委員の任期は、任命の日から当該年度の3月末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第5条 審査会に委員長を置き、所長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（審査会）

第6条 審査会は、所長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（審査）

第7条 がんばる農家プラン事業実施要領（平成24年3月29日付第201100200469農林水産部長通知。以下「農家プラン要領」という。）及びもうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型・農商工連携型）実施要領（平成27年3月30日付第2014002200732号農林水産部長通知。以下「6次化農商工連携要領」という。）に基づき申請されたプラン（以下「プラン」という。）、並びに鳥取県企業等農業参入促進支援事業実施要領（平成20年4月10日付け第200800003470号農林水産部長通知。以下「企業参入要領」という。）に基づき申請された事業実施計画書及び経営計画書（以下「事業実施計画書等」という。）

を審査対象とする。

なお、既に認定したプランのうち、農家プラン要領 1 3 及び 6 次化農商工連携要領 1 4 に基づき変更を行うもの及び既に承認した事業実施計画書等のうち企業参入実施要領第 5 の 6 に基づく変更を行うものについても審査対象とする。

また、がんばるプラン要領 1 2 の (3) に基づく検討会の開催については、必要に応じて本審査会に諮ることができるものとする。

- 2 審査会においては、原則として事業実施主体が当該プラン及び事業実施計画書等の説明を行い、委員がこれを審査するものとする。
- 3 審査会は、第 2 条の (1) については別紙 1、第 2 条の (2) については別紙 2、第 2 条の (3) については別紙 3 の審査基準に基づき認定又は承認に係る審査を行い、適否の意見を決定し、必要に応じて付帯意見等を付することができることとする。
- 4 前項の意見で保留としたものの再審査並びに、認定済みプラン及び承認済み事業実施計画書等の変更審査は、文書協議を持って審査会に代えることができるものとする。
- 6 所長は、審査会の意見に基づきプランの認定又は事業実施計画書等の承認の適否を別記様式第 1 号～第 3 号でプラン作成者及び町長へ通知し、事業実施計画書等の承認については別記様式第 4 号で農林水産部長に報告するものとする。

(現地調査)

第 8 条 審査会はプランの実施状況の把握及び審査の参考とするため、必要に応じて現地調査を行い、事業実施主体に説明を求めることができることとする。

(秘密の保持)

第 9 条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。委員を辞した後も同様とする。

(事務局)

第 1 0 条 審査会の事務を処理するため、東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室に事務局を置く。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 1 0 月 2 2 日から施行する。
- 2 鳥取県八頭地区農業関係プラン審査会設置運営要綱（平成 28 年 6 月 10 日付第 201600045117 号鳥取県東部農林事務所八頭事務所長通知。）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 3 1 日から施行する。